平成２３年（フ）第２９号
香川県丸亀市土器町東６丁目300番地　蓬莱ニューマンション309号
債務者　香川　千恵
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第９５号
沖縄県那覇市長田２丁目32番23号玉商ビルＩ502
債務者　玉榮　　靖
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９９号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目22番32―405号宮元マンションＣ
債務者　當銘　町子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１００号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目22番32―405号宮元マンションＣ
債務者　當銘　泰明
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９号
千葉市中央区登戸５丁目12番13号　サニーハイツ２―202号
債務者　大塚　周平
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２号
千葉県習志野市谷津４丁目８番７―103号
債務者　井村　　正
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１号
千葉市花見川区検見川町３丁目304番地２検見川テラス104号
債務者　岡崎満里子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４号
千葉市若葉区千城台西３丁目10番２棟203号
債務者　宮崎　和男
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６９号
千葉県浦安市海楽２丁目５番16号
債務者　宇田川潤子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７３号
千葉県船橋市滝台１丁目６番１―102号
債務者　石沢　里美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７８号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番20棟405号
債務者　高橋　大介
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９６号
千葉県船橋市山手３丁目12番10号　ピア・ドムスリヴェール館102号
債務者　谷浦　朋美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０３号
千葉県市川市新田５丁目13番11号第一コーポ松井201号
債務者　大日方ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１８号
千葉市中央区今井町1357番地３
債務者　近藤　幸一
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２３号
千葉市緑区鎌取町2822番地　グランドソレイユ201号
債務者　若林　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３１号
千葉県市川市大町95番地市営住宅大町第１団地Ｃ棟203号
債務者　湯浅　浩光
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４２号
千葉県市原市ちはら台東４丁目５番地６
債務者　小熊　明美
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５４号
千葉市若葉区若松町543番地66
債務者　西谷千香子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係